

平成 29 年度 第 1 回可児市上下水道事業経営審議会議事録

【日 時】 平成 29 年 11 月 7 日（火曜日）午後 6 時 00 分から午後 8 時 10 分まで

【場 所】 可児市総合会館 4 階第 2 会議室

【出席者】 審議会委員 12 人（欠席 0 人）、事務局 11 人

1. あいさつ

水道部長から開催あいさつ及び上下水道事業の概要を述べた後、平成 29 年度から 2 箇年度の当審議会委員としての委嘱を行った。その後会長及び副会長が互選され、あいさつを行った。

【部長あいさつ要旨】

上水道事業における給水人口、給水量等の説明及び下水道事業における水洗化率や有収水量等の説明を行った。今後、少子高齢化等の社会情勢の変化によりライフラインである上下水道事業を取り巻く環境は変化していくが、将来世代に渡り上下水道事業を安定的に継続していくことに責務があると感じている。今回の会議では、上下水道事業決算状況や長期的な視点に立った基本計画について報告したいと思う。皆様議論していただき、忌憚のない意見をお願いします。

【会長あいさつ要旨】

水道事業に対する課題は全国的にもクローズアップされており、可児市においても同様である。可児市の財政状態は比較的健全ではあるが、この審議会で決算状況や予算について議論することで情報を共有し理解を深めてほしい。

【副会長あいさつ要旨】

上下水道事業は我々の生活に直接関係するものであり安定的な運営が必要である。市民感覚をもって議論することで貢献できたらと思う。

今回の議事録署名者として森委員と向井委員の指名があった。

2. 議題

議題（1）～（5）について、事務局説明と質疑応答を行った。

- （1）平成 28 年度水道事業会計決算について
- （2）平成 30 年度水道事業会計当初予算編成について
- （3）平成 28 年度下水道事業決算について
- （4）平成 30 年度下水道事業会計当初予算編成について
- （5）可児市水道事業基本計画について

発言者 = 会長 = 委員 = 事務局

【議題（１）平成 28 年度水道事業会計決算について】

資料 2 - 1 損益計算書中特別損失の過年度損益修正損について、何故それほど過年度損益修正損が出たのか。

平成 27 年度については、特別損失約 6 千 2 百万円のうち過年度損益修正損は約 4 千 8 百万円である。可児市と多治見市の境にある小滝苑という団地では、可児市地区部分においても給水と料金徴収をすべて多治見市が現在行っている。多治見市と協議した結果、老朽化した管渠の工事については可児市で負担することとなり、平成 24 年度から 26 年度の 3 ヶ年で工事負担を行ってきたが、その工事が可児市の資産とはならないことが判明したため、会計上、建設仮勘定として資産計上していたものを特別損失として一括で費用計上したものである。

平成 28 年度については水道メーターの経理方法誤りの修正によるものである。

メーターは計量法により 8 年で交換しなければならず、規程上、取替法という会計方式を用いて経理することとなっているが、平成 26 年度以前の量水器について、検満交換したものは取替資産（修繕費として費用計上）とすべきところを、新築の住宅など新規でメーターを設置した場合と同じようにすべて資産計上していた。そのため、過大計上されていたものを一括して費用処理したものである。平成 29 年度からはこういった過年度修正損が発生することはないと考えられる（年度をまたぐ漏水減免による修正損が主となり、100 万円前後に落ち着く予定）。

決算書 26 ページの「資本的収入及び支出」と決算分析 3 ページの「資本的収支の概況」の金額が異なっているのはなぜか。

決算書については消費税抜きの金額であり決算分析は消費税込みの金額なので、この差額については消費税の分だけずれている。

付属資料の決算分析 3 ページ下部に、給水原価は受水費と減価償却費で 80.6%を占めており大幅な経常的経費の削減は見込めないとあるが、給水原価削減は今後見込めないのか。

決算書 18 ページの円グラフを見ると、浄水費と減価償却費で 80%を占めていることがわかる。この 2 つを減らさないことには給水原価の大きな削減はできず、料金の見直しもできない。可児市は水を全て県から購入しており、受水費（購入価格）が下がれば可児市の水道料金も下がる可能性はある。過去に県水が下がった際に水道料金をどうするか当審議会へ諮問した経緯があるが、その時は耐震化事業に充てていく財源とすることで料金据置との答申をいただいた。

損益計算書では営業収支はマイナスであるが、経常収支はプラスになっておりこの原因は営業外収益である。営業外収益の主な内訳である長期前受金戻入とは何か。

貸借対照表にある繰延収益（資産を取得したときの財源）について、資産の減価償却

に合わせて減らすときに収益として計上されるものである。会計上の手法であり、現金の収受を伴うものではない。

経常利益は見かけ上のものなのか。

決算書 7 ページ剰余金処分計算書にあるように、現金を伴う利益は 3 千 9 百万円ほどであり、議会の議決を経て、将来の投資事業に充てる建設改良積立金に積み立てた。

貸借対照表にある繰延収益は資産に計上されるものではないか。

繰延資産ではなく、繰延収益は将来収益となるものなので負債に計上している。

【議題（3）平成 28 年度下水道事業決算について】

資料 3 - 1 公共下水道事業の歳出について、使用料や分担金だけで管理費や施設費の歳出を上回っている。なぜ補助金や一般会計繰入金を受け入れる必要があるのか。

国庫補助金については決められた事業で補助を受けることができ、赤字の補填という意味でもらっているわけではない。一般会計繰入金は歳出の元金利子とほぼ同額であり、これは過去に一般会計の方で借入を行った事業に対して、その分繰入れることで起債の償還に充てている。

借入先はどのような機関なのか。

主に国の財務省であり他には郵政省の資金がある。民間からも借入しているがほとんどない。

市債償還利息だけで 4 億円程支払いがあるがなぜこんなに支払わなくてはならないのか。また、多額の金額を償還しているのに借入はなくなるのか。

借入れする理由としては、お金が足りないという理由以外にも下水道施設のように長年に渡って使用する施設については、借入れして長期で返済することで将来世代にも公平に負担させようという意図がある。これに伴い利息についてもある程度発生してしまうことになる。大規模な整備をしたのは今より数年前であるため、多額の工事費がかかったことによって起債の元金利子の金額が大きくなっている。

現在は償還のピークを迎えており、ここ数年においては、大規模工事は行っていないので大きな借入れはない状況である。償還についても今後減少していく予定である。

償還すれば毎年利息は減るはずだがどういう条件で借りているのか。

元利均等償還なので毎年の返済額は一定になる。

償還年数によっては世代間での不公平はあるのか。

厳密には固定資産の耐用年数と起債の償還年数は同じではないので、そのずれによっ

ては不公平が生じることもある。

未償還元金と利率の状況はどうなっているのか。

未償還元金は 170 億円程度ある。過去の起債については 4%台が多いが現在は 1%未満と減少傾向にある。

起債の借換はできるのか。

借換は自由にすることはできず、国が示した条件のものだけができる。

【議題（４）平成 30 年度下水道事業会計当初予算編成について】

資料 3 - 2 経営基盤の強化にある平成 29 年度から地方公営企業適用とあることから、今年度より公営企業の決算になるのか。

そうである。来年は貸借対照表や損益計算書が作成される。

公営企業会計になることで経営基盤の強化に繋がるのか。

貸借対照表の資産・負債の現在高や損益計算書の収益・費用等の経営状態がわかり、企業会計以前と比べると、それらを有効活用することで経営基盤の強化に繋がられるのではないかと。

重点事業にあるマンホール蓋とマンホールポンプ制御盤 1 ついくらぐらいするのか。

蓋については工事費込みで 1 箇所 20 万円程度であり、制御盤については 5 百万円程度する。

マンホール蓋や制御盤は決算でいうと施設費に計上されているのか。

平成 28 年度については特別会計なので施設費であるが、平成 29 年度からは公営企業会計なので 4 条資産として資産計上される。

【議題（５）可児市水道事業基本計画について】

資料 4 にある中長期収支計画（経営戦略）とはどのくらいの期間で策定するのか。

昨年策定した下水道事業の経営戦略と同様、10 年単位での策定を予定している。

施設耐震化や管路耐震化の全国的な取り組み状況はどうなっているのか。

全国の平均よりは進んでいる。20 年ほど前から面整備を進めていた下水道事業において下水管を布設する際に併せて、水道の本管を耐震化に対応した管に大部分を入れ替えたためである。

基幹管路の耐震化の整備状況は平成 27 年度末で 38.3%、全国は 36%なので数値的にみても全国平均をやや上回っている。

3. その他

意見等なし。

(会議終了)